

タイトル	翻訳：和力民(著)「和華亭の生涯と一族の系譜考」 (「和華亭生平及家族譜牒考」『雪韻』23(2)、pp.9-19、2020年)
著者	山田，勅之
引用	北海商科大学論集，12(1)：42-63
発行日	2023-02-20

## 翻訳

和力民(著)

「和華亭の生涯と一族の系譜考」

(「和華亭生平及家族譜牒考」『雪韻』23(2)、pp.9-19、2020年)

## 訳者まえがき

本稿はナシ族研究者の和力民氏<sup>①</sup>が、2020年に『雪韻』23(2)上に発表した論文の翻訳であるが、まず訳者から学術的背景や対象地域の歴史地理について簡単に紹介しておきたい。

族譜<sup>②</sup>は中国において、父系親族集団である宗族の間で作られた系譜である(多賀 1981: 1)。そこには始祖以来の個々の成員の名前・生年・没年や生前の業績、妻の姓、子の数、居住地、墓の位置、風水などの情報が含まれるとともに、宗族全体の来歴や親族内の規範なども記されることがある(瀬川 1996: 16)。こうした族譜は漢族社会の所産とも言えるが(多賀 1981: 7)、周知の通りその影響は周辺の非漢族社会にも及んでいる。

雲南や貴州、広西、四川などの非漢族が居住する中国西南部では、モンゴル帝国とそれに続く元、その後の明清代にかけて、非漢族の首領に土司や土官と通称される官位が授与され、その世襲的な統治が認められていた。このような間接統治を土司制度と言う(山田 2011: 15)。ところが18世紀に入ると、この土司制度を廃止して、中央派遣官僚による直接統治を目指す改土帰流政策の実施が活発化されていく。この過程においてなされた政策として、非漢族に対する漢族習俗への矯正や儒学を中心とした教育の普及が挙げられる。他方この時期、内地漢族の人口増加と生活の窮乏化にともない、西南部への大規模な漢族の移民と定住化が進んだ(武内 2000: 114, 116, 121)。

このような大きな変化は、非漢族社会に漢化という現象を引き起こした。その一つの現象として、非漢族知識人が一族の族譜を漢文によって作成するようになったことが挙げられる。しかし、彼らの族譜は自分たちが中原から移住してきた正統な漢族の末裔であることを強調するものが多い。このような系譜伝承は移住漢族との日常的な接触・交流の中で選択された語りであり、新たに構成仕直された歴史の記憶である(武内 2000: 122)。

族譜に関する研究には大きく2つの視座がある。1つは族譜を基に地域の歴史的動態、すなわち移民や人口動態の分析、歴史的人物の背景の検証などを行う歴史学的研究である。2つ目は族譜の記載内容にフィクション的要素が注入されていることを前提に、その言説を生んだ人々の意識の構造を明らかにしようとする人類学的研究である(瀬川 1996: 13-15)。本論文の視座は前者であり、さらにある時間軸における宗族の位置づけをも描出しようとする意欲的な研究である。

ここで、本論文が対象とするナシ族、及び彼らが居住する麗江周辺について紹介しておく。ナシ族は雲南省の麗江市古城區と玉龍ナシ族自治州に集住し、その他迪慶チベット族自

治州や寧漢イ族自治州、四川省の木里チベット族自治州、塩源县の一部、またチベット自治区東南部に居住する民族で、人口は2020年現在323,767人である(国家统计局2022: 57)。また、ナシ族はトンバ教と呼ばれる独特の宗教を有している。これはトンバと呼ばれる宗教祭司が主にトンバ文字と呼ばれる象形文字で書かれた経典を用いて、様々な儀礼を行うことを特徴とする(黒澤2007:14-15)。

麗江を中心とするナシ族居住地域へ明朝の軍隊が進軍してきたのは、洪武15(1382)年である。当時のナシ族の首領・阿甲阿得は明朝に帰順し、皇帝から「木」の姓を賜り、土司に任命された(『木氏宦譜』:14)<sup>③</sup>。さらに清代に入っても、木氏は引き続き土司に任命されたが、1723(雍正元)年に雍正帝の命により改土帰流、つまり直轄統治下に置かれることとなった(『木氏宦譜』:65-66)。これにともない、義学といった教育施設などが建設され、習俗の漢化が推進された(乾隆『麗江府志略』:156, 207)<sup>④</sup>。

このような社会の大きな変化から、ナシ族の間にも漢文による族譜が編まれることとなる。前述の通り、ナシ族においても、中原からの移民の末裔であることを強調する族譜が見られる一方で、自民族、すなわちナシ族を始祖とする族譜も散見される。本論文が対象とする族譜は後者であり、族譜の一要素である家系図を中心に、墓誌銘や文献史料を用いて、トンバである和華亭とその一族の動態を描出するとともに、それをナシ族全体の歴史的動態のなかで位置づけようとするものである。つまり、これは西南中国の非漢族による族譜の一般的傾向からみると、希少性が看取されるものと言えよう。また、中国において民間に残る族譜などの一次史料の閲覧が年々困難を増している現状も踏まえると、本論文の翻訳は族譜研究、さらには中国少数民族の社会史研究にとって意義あることだろう。

以下、本論文の和訳を行う。論文中のナシ語の発音表記は筆者による国際音声字母が用いられている<sup>⑤</sup>。訳者による補足は本文中では〔 〕を用いて示す。また筆者の引用文献は原文通り脚注に記載するとともに、必要に応じて補注を施す。また、訳者による注と文献リストは別に作成する。

翻訳にあたり、文脈をはじめ、ナシ語やトンバ教に関する解釈などについては、筆者和力民氏と國學院大學・黒澤直道教授からご指導いただいた。ここに記して謝意を表す。なお、本稿の内容一切の責任は訳者にある。また、本稿はJSPS 科研費基盤研究(C)「ナシ学確立を目指した歴史史料の基盤整備と前近代ナシ族社会経済史の研究」(平成30～令和4年度)の研究成果である。

(山田 勅之)

<sup>①</sup> 雲南省社会科学院麗江分院・麗江市東巴文化研究院研究員、西南大学漢語文献研究所修士課程・博士課程指導教員。

<sup>②</sup> 族譜は宗譜や家譜とも呼ばれるが、本稿では族譜という呼称を用いる。

<sup>③</sup> 『木氏宦譜』は正徳年間(1506～1521年)に当時の麗江土司・木公によって編纂され、その後、断続的

に書き加えられた。正確には『玉龍山靈脚陽伯那木氏土司賢子孫大族宦譜』という（方 1984: 473）。

④ たとえば、乾隆『麗江府志略』によれば、ナシ族の葬送は火葬であったが、改土帰流後、たびたび禁止の通達がなされていたという（乾隆『麗江府志略』: 207）。

⑤ 音声記号の表記には、一部に国際的な表記とは異なる、中国国内で慣用的に用いられているものがある。本稿では基本的に原文の表記に従っている。



地図 麗江周辺（訳者作成）

翻訳：和力民(著)「和華亭の生涯と一族の系譜考」

20世紀前半、ナシ族トンバ經典テキストの収集と研究は、西洋の研究者からの青眼を受けていた。その要因はまず、19世紀後半以来、イギリス、フランスの宣教師や学者、旅行家の涉猟と関心が払われてきたことによるものであった。特にフランスの学者バコー(Bacot)やシャヴァンヌ(Chavannes)の研究がその嚆矢であり、ナシ学の研究レベルを引き上げた<sup>①</sup>。次いで、アメリカ国籍の学者ジョゼフ・ロック(Joseph Rock)が、ナシ学の独特かつ豊富な内容を全面的に紹介した。ロックは20数年間、ナシ族居住地域で調査研究に従事し、トンバ文化を海外に紹介し、西洋においてナシ学の父の榮譽を得た。ナシ族トンバ經典の収集と研究において、ロックは麗江のトンバ大師・和華亭と密接な関係を持っていた(図1)。ロックはフィールドワークの最中、大規模な祭祀である祭風儀式<sup>②</sup>を執り行っていた麗江のトンバ・和華亭と偶然出会い、すぐに彼をトンバ文字テキストの師として招聘した。この時から15年にわたって、彼らは共同作業の旅を始めることとなった<sup>③</sup>。和華亭はロックのトンバ經典の収集や目録作成、翻訳などの作業に参加していることから、その名は広く鳴り響いていたが、この百年あまりのナシ学研究において、和華亭の生涯の事績や族譜をテーマとした調査や研究はほとんどなされていなかった。そこで本論文では、和華亭の生涯と先祖の系譜を研究対象として、その生涯の事績を整理するとともに、その祖先の系譜と移動経路を追うことによって、近現代ナシ族の淵源と移動に関する個別事例の軌跡を明らかにする。



図1 和華亭(ロック撮影)

1. 和華亭の姓名と生没

1-1 姓名

ロックの著作から後の内外のナシ学研究の文献に至るまで、和華亭というのが彼の正式の姓名ではないという認識は見られない。和華亭自身がトンバ文字で記した日記にも、この名前が用いられていた<sup>1</sup>。

2014年11月4日、筆者は麗江市玉龍ナシ族自治県龍蟠郷龍蟠村委員会腊姿苔村(la<sup>55</sup>tsɿ<sup>21</sup>thæ<sup>33</sup>)を訪ね、友人の和鳳偉の紹介で、龍蟠村委員会忠義村の民謡歌手・劉学勤と知り合った。劉によれば、和華亭は彼の本名ではなく、婚名であると言う。この日、劉学勤と和景林(図2)は筆者と牛相奎、李耀煌らを連れて和華亭一族の墓地へ調査に向かった。



図2 劉学勤と和景林

和華亭の正式の姓名は和士栄であり、幼名は活厘(ho<sup>24</sup>li<sup>21</sup>)、トンバ名の音訳は東活厘であ

り、略して東厘と称した。彼は5人兄弟の中で5番目であるので、「阿五叔（5番目のおじさん）」と呼ばれていた。清代雍正期以降、政府はナシ族の民間において学校を開き、漢文化と儒教の文化礼俗を広めた。このころ、漢文化の受容が比較的早かったナシ族地区では、結婚に際し婿が婚名を取る習俗が生まれた。彼の本名は和士栄であり、結婚の際に婚名を取ることにし、和華亭という名前を婚名とした。ナシ族の学者である楊仲鴻が和華亭のトンバ文字の日記を書き写した中にも、この婚名を自分の名前として彼は用いていた。

我々は和華亭一族の墓地へ赴き、その墓碑に「故顕考和公士栄、顕妣和母禾氏之栄墓」と記されているのを確認した(図3)。これは劉学勤が言うところに誤りはないことを証明している。また、和華亭の父・和退の墓は1916年に立てられており、その碑文に孝子の名を連ねる際にも、和士栄という名が用いられている。

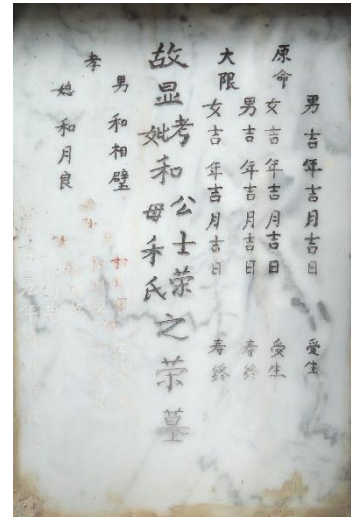


図3 和華亭墓碑

### 1-2 生没

和華亭の生没年はずっと謎であった。一族の墓地の墓碑は2009年の清明節に立てられたものである。その後裔たちは彼の生没年を知らず、そのため墓碑には「原命、男吉年吉月吉日、生を受く」と「大限、男吉年吉月吉日寿終す」と刻まれている。

筆者がフィールドワークで得た口述資料によれば、和華亭は辰年生まれ、1940年になくなった。享年61歳である。ここから推算すると、その生年は1880年、光緒6年(庚辰年)である。

和華亭がトンバ文字で記した日記には、「私和華亭が46歳の年に、ロックが龍蟠郷に来て、太子洞を調査した。彼は冷古塢村で私が執り行ったトンバ教の大きな祭祀である祭風儀式を見て、私を玉湖村へ招いて56日間滞在させ、私からトンバ経典を学んだ」とある<sup>2)</sup>。これは1925年のことである。ナシ族の年齢は一般に数え年である。1925年は、和華亭が満45歳の時であり、数えでは46歳である。ここから推算すると、和華亭の生年は1880年間違いなくだろう。つまり、これが和華亭の生年の最も確かな証拠である。

『東巴文化論』「附録二、東巴名録」には、「和華亭(1882-?)麗江県龍蟠人、1928年から1936年にかけて、アメリカの研究者・ロックの招聘によりトンバ文字の教師となり、トンバ教経典の取集と整理に協力した。彼は初め玉龍山の麓の雪嵩村のロックの逗留先でその読経を教えており、その後麗江盆地や鳴音、永寧などでロックに従ってトンバ教経典を8000冊あまり買い上げた。1931年にはロックに従って昆明に至り、ともに4年余りを過ごした。彼は象形文字を用いて麗江から昆明までの旅程を記録していた。和華亭は文武両道に優れており、ロックによって映像撮影された彼のトンバ舞踊は、今日においてもその基本的技術は極めて優れたものと感じられるものであり、唯一無二のものと言える」と記されて



いる<sup>3</sup>。ただこの文面には、彼の生年が誤って記されており、没年が欠けている。

和華亭の孫・和則権が筆者に述べたところによると、彼の父が言うには、祖父和華亭は龍蟠郷龍蟠村委員会岩羊村 (æ<sup>21</sup>ga<sup>33</sup>bu<sup>21</sup>) のナシ族のある家で大規模な祭風儀式を執り行っていた時に亡くなり、その時間は午後 2 時過ぎで昼食時であったとのことだった。

したがって、和華亭は 1880 年生まれ、1940 年死去、享年 61 歳であった。

### 1-3 村名

和華亭の家があった村は、現在の雲南省麗江市玉龍〔ナシ族自治〕県龍蟠郷龍蟠村委員会忠義村である。ここは歴史的に潘動温(phər<sup>21</sup>dv<sup>33</sup>uə<sup>33</sup>)村、または律柴(ly<sup>55</sup>tʂhæ<sup>55</sup>)村と呼ばれていた。

ナシ語の「律」(ly<sup>55</sup>)は「中間」の意味で、「柴」(tʂhæ<sup>55</sup>)のもともとの意味は「巷」であり、そこから派生して村となったと当該村の村民が教えてくれた。律柴は直訳すると中巷あるいは中村である。「柴」は一般に少数の家々を指す。あるところでは、過去に数戸の家しかなく「柴(巷)」と称していたが、後に発展して人家が多くなり、もともとの巷の名が村名となり、「柴(巷)」の語義が拡大して村となったのである。和華亭の旧宅の地名は現在まだ東巴柴(to<sup>33</sup>ba<sup>21</sup>tʂhæ<sup>55</sup>)、すなわち東巴巷と呼ばれている。これは、以前このあたりの数軒の家がみなトンバの家庭であったため、その名がつけられている。和華亭はトンバ經典に落款する際にも「律柴」の名称を記す。すなわちその意味は中村である。

潘動温という地名は区域を示す地名であり、中村(律柴)は狭い範囲の地名である。したがって、忠義村は潘動温というところの一村である。理屈に従えば、やはり前村(巷)と後村(巷)が存在するといえる。また、ナシ語の語義から言えば、村(本 be<sup>33</sup>)は相対的に大きく、巷(柴)は相対的に小さい。一つの村には上巷、下巷、中巷、あるいは某巷があるはずである。これらの地名を知っていれば、和華亭が經典の跋文の落款を理解することができる。また、和華亭の祖先の家系図と墓碑が記すところの地名も理解することができる。

## 2. 和華亭一族系譜の調査

### 2-1 和華亭の父・和退の墓誌銘

和華亭一族の墓地を調査した中で、比較的早期の墓で、墓誌銘のある墓が和華亭の父・和退の墓碑である(図4、図5)。その碑の正面には、以下のように記されている。

新故頭考高寿六十六、頭妣高寿七十七、和公諱は退、和母知弥の榮墓、生基。

原命、道光庚戌吉月日の時生まる。大限、民国乙卯年五月初一日申の時終る。孝男士珍、士俊、二爺、士榮、合揮。媳楊氏、趙氏、何氏、禾氏。孫鴻禧、加、懷璧、連璧、瑞璧、祖頭、祖寿。



図4 和退墓碑

乙山辛向兼卯酉<sup>④</sup>。

墓碑の記載の年月日から和退は民国乙卯年五月初一に亡くなったことがわかる。つまり、陰暦 1915 年 5 月 1 日、新暦では 1915 年 6 月 13 日である。父和退が亡くなったこの年、和華亭は 36 歳であった。

和退の墓碑の墓誌銘は以下の通りである。

(左側)

公、諱は退、其の父和公、諱は知、白沙雪嵩村より葡萄湾に遷移して遂に家篤す。退は五子四女を生<sup>そだ</sup>てる。公卒し、其の父の事実を<sup>あらわ</sup>状さんと、予に乞<sup>つと</sup>うも文むる能ざるを愧る。公の勤儉有るを顧念し、而して諸子も又た之れを求請するに、誠に辞せざるに困りて、之れが為めに銘す。呼吁、人孰をか死すこと無からんや、生まれて述ぶ可きこと無からんや。死思うに足らざる者、一日の間、其の幾千万を知らざる也。而して<sup>なん</sup>笑ぞ予を動かし、以って其の志を想わん也。惟うに公は生平、力を竭尽し、持身するは勤儉を以って本と為す。<sup>もとより</sup>故より父兄に事わば、能く孝友を敦くす。早晚服せる者に<sup>わす</sup>荒ること無からんかとを問視するに、公の<sup>たおる</sup>昏に於いてす。此れ公の生まれて述ぶべきことは、死せば則ち思うに足る者也。後裔に垂るに至若るは、則ち這の屋宇、園を<sup>さか</sup>顕えしめ、諸子おのおの家室を成す。此れ公の勤儉の征くべき者也。公、孺人和氏、諱知弥と配う。



図 5 和退墓

(右側)

賦性は敦朴にして、善く<sup>たす</sup>相け、宜家たり。凡そ考室し治むる間、勞瘁を辞せずして、出入、盈縮を<sup>たいら</sup>権かにし、<sup>あげ</sup>条たる例は井井にして、翁姑に善く事うに、卿党は皆孝敬と称す。子媳を撫摩し、隣里共に其の慈和を誦う。今萱堂、寿永にして、子は繞膝し蘭孫は盈階す。此れ天倫の樂事也。此により、和母の寿筭、或いは臺、或いは耄、或いは期頤、謳うに量有らん乎。丙辰季冬、預め生基を立て、謹しみて鄙句を陳べ、用って延年を祝す。愚姪の段懋修、頓首拝して撰し並びに書す<sup>4</sup>

この墓誌銘は民国丙辰の年の旧暦 12 月、すなわち 1916 年 12 月に立てられた。碑文は碑の主、すなわち和華亭の父・和退の事績を説明しており、また和華亭の祖父・和知が白沙鎮の玉湖雪嵩村から葡萄湾村へ移動した史実を記述している。いわゆるこの「葡萄湾」は潘動温 (phər<sup>21</sup>dv<sup>33</sup>uə<sup>33</sup>) の音写の地名に違いない。



2-2 和則軍、和則権の家系図

2019年8月22日、筆者は日本の研究者の山田勅之教授と黒澤直道教授を伴って、龍蟠村委員会忠義村の和則権の家を訪ねた。その後、和則権の案内のもと、我々はその兄の和則軍の家を訪ねた(図6)。

我々の懇請に応じて、和則軍の家の者は2階の中央の部屋の世系牌の前へ案内し、それを私たちにを見せてくれた(図7)。その木製の牌は上部に一族の祖先の名が記されている。この世系牌は溝を通して、木箱から出し入れ



図6 日中研究者による和華亭故居調査

が、祭祀を行う時に木板を外して、字が書かれているこの世系牌を出し、酒や茶を供えて祭祀を行う。長い年月が経過しているため、この木箱は黒褐色に変色しているが、中の牌は保護の板に覆われているため〔汚れておらず〕、文字は鮮明である。図8は筆者が整理した世系牌の図である(図8)。

和則軍の家のこの世系牌は解放前から伝承されて来たものである。和則権によれば、もともと作成したときは2つあり、1つは詳細なものであり、もう1つは簡明なものであった。そのうちの1つは1960年代の文化大革命時に破壊された。現在のこの牌は幸運にも残ったものである。この世系牌に記されている内容は以下の通りである。

- 一世祖考和公諱戟、妣母氏。
- 二世祖考和公諱退、妣母氏。
- 三世祖考和公諱苴、妣母氏。
- 四世祖考和公諱弥、妣母氏。
- 五世祖考和公諱娘、妣母氏。
- 六世祖考和公諱那、妣母氏退。
- 六世祖考和公諱合、妣母氏。
- 六世祖考和公諱退、妣母氏。
- 七世祖考和公諱目、妣母氏。
- 七世祖考和公諱仲、妣母氏合。
- 八世祖考和公諱永受、妣母氏命。
- 八世祖考和公諱口、妣母氏。
- 八世祖考和公諱知、妣母氏仲。
- 九世祖考和公諱文光、妣母氏命。
- 九世祖考和公諱地、妣母氏。
- 九世祖考和公諱退、妣母氏知命
- 九世祖考和公諱和、妣母氏。
- 九世祖考和公諱滿十、妣母氏。

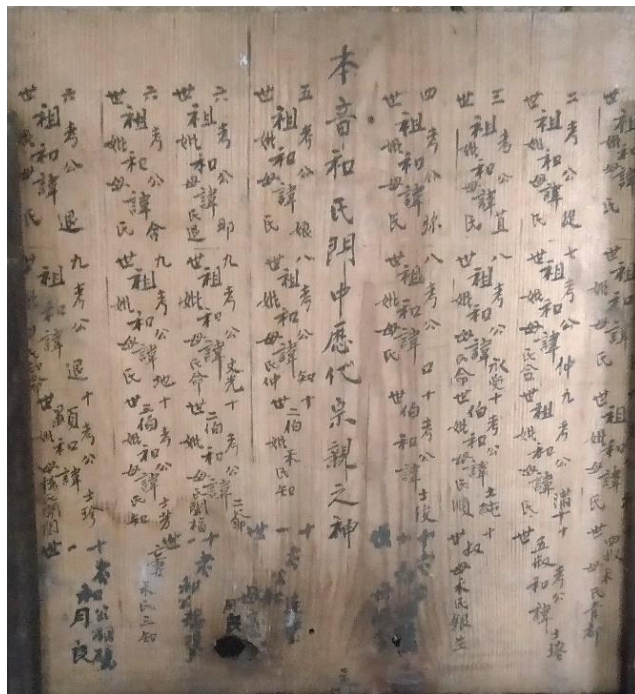


図7 和則軍世系牌

- 十世伯考和公諱士純、妣母氏順。
- 十世伯考和公諱士俊。
- 十世二伯妣禾氏知。
- 十世二伯考和公諱二爺、妣母氏開福。
- 十世三伯考和公諱士芳、妣母氏知。
- 十世頭考和公諱士珍、妣母楊開閏。
- 十世四叔母和氏青都。
- 十世五叔考和公諱士瑤。(士瑤即ち士榮の異写)
- 十世叔母禾氏銀生。
- 十一世考和公、母黃璧。
- 十一世考和公和連璧、母月良。
- 十一世考和公瑞璧、亡妻和氏三知。
- 十一世考和公相璧、月良。

私たちが和則権の家に着くと、彼は白い紙の上に書かれた家系図を見せてくれた。この家系図は和則権の家の世系牌と比べると、一世から九世は同じであるが、十世では 5 人の兄弟のほかに、傍系の兄弟と十一世の名前が以下の通り加えられている。

- 十世叔公和祖福、阿良、阿金。母。
- 十世考和公諱士傑。妣母。
- 十世考和公諱士祥。妣母。
- 十世考和公諱阿德。妣母阿知都。
- 十一世考和公諱黃璧。妣母阿合。
- 十一世考和公諱連璧。妣母張三之、月良。
- 十一世考和公諱瑞璧。妣母顔立。
- 十一世考和公諱光璧。妣母阿開。
- 十一世考和公諱相璧。妣母月良。
- 十一世考和公諱家璧。妣母李潤愛。
- 十一世考和公諱成璧。妣母貢彦興。
- 十一世考和公諱正先。妣母阿近。
- 十一世考和公諱正元。妣母阿艶。
- 十一世考和。妣母楊建榮。

世六祖 和母公 氏	世六祖 和母公 氏	世六祖 和母公 氏	世五祖 和母公 氏	本音和氏門中历代宗亲之神	世四祖 和母公 氏	世三祖 和母公 氏	世二祖 和母公 氏	世一祖 和母公 氏
世九祖 和母公 氏	世九祖 和母公 氏	世九祖 和母公 氏	世八祖 和母公 氏		世八祖 和母公 氏	世七祖 和母公 氏	世七祖 和母公 氏	世七祖 和母公 氏
世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏		世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏	世十祖 和母公 氏
世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏		世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏	世十一祖 和母公 氏
世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏		世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏	世十二祖 和母公 氏
世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏		世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏	世十三祖 和母公 氏
世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏		世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏	世十四祖 和母公 氏
世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏		世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏	世十五祖 和母公 氏
世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏		世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏	世十六祖 和母公 氏
世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏		世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏	世十七祖 和母公 氏
世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏		世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏	世十八祖 和母公 氏
世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏		世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏	世十九祖 和母公 氏
世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏		世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏	世二十祖 和母公 氏

図 8 和則軍世系牌整理図

したがって、和則軍一族の世系牌は、〔白い紙に書かれる〕以前に書かれたものであり、また木板に追記する余白がないため、十世までの名前を列挙するのみとなったのだろう。私たちの推測では、和則軍一族の世系牌は 1916 年に和華亭の父の墓碑を立てたときに作成されたものであろう。この和則権の家系図は近年 (2009 年) 書かれたものである。また、後者には男性の祖先の名前だけではなく、女性の祖先の名前もある。

### 3. 和成貴家の家系図

2003年1月9日、筆者は白沙鎮新善村の和振偉の案内で、白沙玉湖村で調査を行った。

和振偉の先祖は歴史上著名なトンバ・久知腊の後裔である。聞くとところによると、彼の祖父の和誠もジョゼフ・ロックのトンバ經典の師であった。彼の一族は玉湖村のトンバ及び龍蟠郷のトンバ和華亭の一族と親戚関係にある。



図9 和成貴（左）と筆者

我々は車から降りてすぐに玉湖村のトンバの子孫である和成貴、成慧兄弟と会った。和

成貴は1938年寅年生まれの〔当時〕65歳である。和成慧は1945年酉年生まれの〔当時〕58歳である。ジョゼフ・ロックが招聘したトンバ經典の師であった和華亭について尋ねると、和成貴は「和華亭と私たちは同じ一族だった」と答えた。彼が言うには、和華亭の先祖ははじめ白沙玉湖村に住んでおり、後に龍蟠郷忠義村へ移った。その後5人兄弟の1人が玉湖村に戻り、この者がすなわち和華亭の兄である和二爺、すなわち、和成貴の祖父である。つまり和華亭は和成貴の5世代前の者である（図9）。

和成貴は自宅にある世系牌を快く見せてくれた。私はすぐにその内容を記録した（図10）。

その祖先の位牌の中央には「本音和氏門中歴代宗親昭右穆神位」と書かれていた。その上端には右から左へ横書きで「報本追遠」と書かれていた。下端には右から左へ横書きで「千秋奉祀」と書かれていた。中央に縦書きにされた位牌の総名の左右には、二段に分けて、「某世祖某名」の形式で記されている。一世から六世の7名は上部の右側に書かれており、右から左へ7列で縦に書かれている。六世から八世の7名は左側の上段に右から左へ7列で縦に書かれている。九世から十世の6名は右から左へ6列で縦に書かれている。十世から十一世の5名は右から左へ5列で縦に書かれている。

和成貴一族の世系牌上の具体的な系譜とその名前は以下の通りである。

- 一世祖和公諱吉。
- 二世祖和公諱初苴。
- 三世祖和公諱苴。
- 四世祖和公諱命。
- 五世祖和公諱娘。
- 六世祖和公諱那。母氏退。
- 六世祖和公諱合。
- 六世祖和公諱退。
- 七世祖和公諱目。
- 七世祖和公諱仲。合。
- 七世祖和公諱立。



図10 和成貴世系牌



- 八世祖和公諱口。承寿氏命。
- 八世祖和公諱口。氏玉。
- 八世祖和公諱知（氏仲）。
- 九世祖和公諱退（氏弥）。
- 九世祖和公諱加合。
- 九世祖和公諱文光。開菊。
- 九世祖和公諱地。
- 十世祖和公諱士俊。
- 十世祖和公諱士珍。開潤。
- 十世頭考和公諱二爺。妣母開福。
- 十世和公諱士珍。母楊氏潤。
- 十世祖和公諱鳳光。母青都。
- 十世祖和公諱士栄。母氏。
- 十一世頭妣和母潤愛。氏。
- 十二世頭妣和母李近斉。

以上あわせて 12 世代分の名前である。その中から以下の数点を見出すことができる。第 1 に、八世以前の先祖は六世を除いて、ただ考の名前のみがあって妣の名前がない。八世以降は考名も妣名もある。第 2 に、この家系図の中には、八世には血のつながった兄弟 3 人がおり、そのうちの 1 人が龍蟠郷葡萄酒忠義村に移り住んだ和知である。第 3 に、八世和知には龍蟠郷葡萄酒に 5 人の孫がおり、そのうちの 1 人が二爺（2 番目の爺様）と呼ばれていて、彼は白沙鎮玉湖村に戻っている。すなわち彼は和成貴の祖父である。第 4 に、一世から和成貴の代までは 12 代である。

2020 年 7 月 8 日、筆者は玉湖村を調査した際、和成慧に連れられて和成貴の家に行った（図 11）。彼が言うには、和成貴は 2015 年 12 月に亡くなり、享年 78 歳であったという。和成貴の家は古い住宅であり、北側は平屋、西側は二階建てで全て先祖が残したものである。彼が言うには、彼の一族の祖父は和二爺で、父は和家壁<sup>⑤</sup>で、二人ともトンバである。彼が子どものころ、祖父が亡くなった。彼が 36 歳（1980 年）の時に母が亡くなり、41 歳（1985 年）の時に父が亡くなった。以前、東側の壁の上を覆っていた瓦の裏にはみなトンバ文字が記されていた。後に地震で壁が倒れて壊れてしまった、ということである。



図 11 和成貴の家

和成貴が生前口述した祖先の簡単な系譜は以下の通りである。

一世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> dzi<sup>21</sup> ⑥

- 二世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> tsho<sup>21</sup>
- 三世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> zo<sup>33</sup>
- 四世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> mi<sup>55</sup>
- 五世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> n̄ə<sup>21</sup>
- 六世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> na<sup>55</sup>
- 七世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> dər<sup>55</sup>
- 八世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> khu<sup>55</sup>
- 九世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> do<sup>21</sup>
- 十世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> 二爺 (和華亭の血のつながった兄弟)
- 十一世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> 和家壁
- 十二世孫和成貴

和成貴が強調したのは、まずこれ以前の先祖は麗江市古城區東園蓮湾村に居住していたということである。第一世の「dzi<sup>21</sup> (吉)」は東園蓮湾(le<sup>22</sup>uə<sup>33</sup> 勒窩)村から移動してきた。次にその祖先の系譜における父系の祖先たちは、いずれもトンバ教の祭司であった。和成貴の世系牌もまた 1916 年前後に作られたものと想定される。

#### 4. 和成貴家と和則軍家の世系牌の比較

和成貴家の世系牌を底本として、和則軍家の世系牌に記されている祖先の名前と対比し、和成貴が口頭で簡明に述べた祖先の名前を付記して参考とする。まず、区別しやすくするために、和則軍家の祖先の名前と和成貴口述の名前を異なる括弧の中に置いて説明する〔和則軍の世系牌の記載は【 】を用い、和成貴口述の名前は< >を用いる〕。なお、和成貴家の世系牌の家系図を玉湖本と呼び、和則軍家の世系牌の家系図を忠義本と呼ぶことにする。具体的な内容は以下の通りである。

- 一世祖和公諱吉。【戟】。<一世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> dzi<sup>21</sup>>。
- 二世祖和公諱初苴。【退】。<二世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> tsho<sup>21</sup>>。
- 三世祖和公諱苴。【苴】。<三世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> zo<sup>33</sup>>。
- 四世祖和公諱命。【弥】。<四世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> mi<sup>55</sup>>。
- 五世祖和公諱娘。【娘】。<五世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> n̄ə<sup>21</sup>>。
- 六世祖和公諱那。【那】。<六世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> na<sup>55</sup>>。
- 六世祖和公諱合。【合】。
- 六世祖和公諱退。【退】。
- 七世祖和公諱目。【目】。
- 七世祖和公諱仲。【仲】。<七世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> dər<sup>55</sup>>。
- 七世祖和公諱立。
- 八世祖和公諱口。承寿、氏命。【永受】。<八世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> khu<sup>55</sup>>。



- 八世祖和公諱口。氏玉。【口】。  
 八世祖和公諱知。氏仲。【知】。  
 九世祖和公諱退。氏弥。【退】。  
 九世祖和公諱加合。【和】。  
 九世祖和公諱文光。開菊。【文光。氏命】。  
 九世祖和公諱地。【地】。〈九世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> do<sup>21</sup>〉。  
 十世祖和公諱士俊。【士俊】。  
 十世祖和公諱士珍。開潤。  
 十世頭考和公諱二爺、頭妣母開福。【二爺、氏開福】 〈十世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> 和二爺〉  
 十世和公諱士珍、母楊氏潤。【士珍、楊開潤】。  
 十世祖和公諱鳳光、母青都。【四叔母和氏青都】。  
 十世祖和公諱士榮、母氏。【士瑤】。  
 十一世頭妣和母潤愛。氏。〈十一世祖 a<sup>21</sup> phv<sup>33</sup> 和家壁〉。  
 十二世頭妣和母李近齊。

以上の比較のなかで以下のような異同が見られた。(1)一世の名前で用いられている漢字が同じではない。玉湖本では「吉」、忠義本では「戟」がそれぞれ用いられているが、単に選択の字が異なるだけであり、いずれも和成貴が口述した「dzi」と読む。(2)二世の名前は、玉湖本では「初苴」である。忠義本では「退」である。和成貴の口述の読音は「tsho<sup>21</sup>」である。以上から、玉湖本の初苴は反切法による音の記載であり、忠義本は漢字の音写であることがわかる。(3)三世の名前は両本とも同じである。しかし、その音は民間の漢字の読音すなわち「zo<sup>33</sup>」である。(4)四世の名前は玉湖本では「命」あり、忠義本では「弥」である。いずれも漢字の音写であり、字の選択は同じではないが、音は同じで「mi<sup>55</sup>」と読む<sup>7)</sup>。(5)五世の名前はいずれも娘を用いており、「ŋə<sup>21</sup>」と読む。(6)六世は3人おり、一人は「那」で、「na<sup>55</sup>」と読む。2人目は「合」であり。3人目は「退」である。漢字の筆写は両本とも同じで、民間の漢字の読み方を用いれば良い。(7)七世は玉湖本では3人おり、また忠義本で記されているのは2人だけである。一人は「目」であり、2人目は「仲」であり、3人目が「立」である。忠義本には「立」がない。その名前はみな民間の読み方である。「仲」であれば「dər<sup>55</sup>」と読む。(8)八世は3人である。そのうちの1人は「口」と言い、玉湖本にも「承寿」と記されており、忠義本では「永寿」である。「承受」の承はすなわち永の字の誤写と思われる。この者は2つの名前を持っていたかもしれない。「口」はナシ語の名前であり、「永寿」は漢字の名前である。ナシ語の名前の「口」は、「khu<sup>55</sup>」、あるいは「kha<sup>55</sup>」と読む。2番目の八世は名前が「口」であり、両本とも同じである。この2番目の八世の名前と1番目の八世の名前は同じ字が用いられているが、読音上は区別されるべきである。3番目の八世の名前は両本とも同じであることがわかる。九世は4人である。1番目の九世は「退」と呼び、両本とも同じである。2番目の九世は玉湖本では「加合」であり、忠義本で

は「和」である。玉湖本で記されていたのは、その者のナシ語の名前かもしれない。忠義本で記されていたのは、その者のナシ語の名前の後の一字の音であったかもしれない。すなわち、「a<sup>21</sup>」である<sup>8)</sup>。3番目の九世の考は「文光」で、両本とも同じであるが、妣は異なっている。つまり玉湖本では開菊であり、忠義本では氏命である。4番目の九世の名前は両本とも「地」であり、和成貴は「do<sup>21</sup>」と読み、あるいは「du<sup>33</sup>」と読んで良いかもしれない<sup>9)</sup>。十世は、玉湖本では男の祖先は5人と記録されており、忠義本も男の祖先は5人と記録されている。その名前は基本的に一致しているが、ただ和華亭の名前だけは、玉湖本では「士栄」と記されており、忠義本では「士瑤」と記されている。十世のうち、和二爺とはつまり和成貴の祖父である。彼は忠義村から玉湖に戻って暮らしていたのである。十一世の祖先の名前は玉湖本では2人のみ、つまり和成貴の父母である。十二世は1人を記している。忠義本で記されているのは4人であり、記録はここで止まっている（図12）。

以上のいくつかの先祖の家系図及びその後裔の状況から見て、すでに亡くなった先祖は今に至るまで十二代であり、また現在最も年若い子孫は14代の孫であることがわかる。

#### 5. 玉湖遷居年代の遡及

和華亭の一族の一世阿普吉<sup>10)</sup>は、現在の麗江市古城区金山区街道東園社区蓮湾村から移って来た。阿普吉より和成貴、和成慧、和則軍、和則権まで12代続いている。和成貴には孫がおり、和成貴の孫の代を入れると14代である。一世代を25年と計算し、13代を乗ずると325年であり、14代を乗ずると350年である。つまり、1670年前後に阿普吉は蓮湾村玉湖村へ遷居し生活していたことになる。すなわち、清代康熙の初めである。また、阿普吉が蓮湾村から移動して玉龍山麓の玉湖村に至った時期は、最も早くても清代順治年間を過ぎるものではなく、また遅くとも康熙年間より遅れることはないであろう。

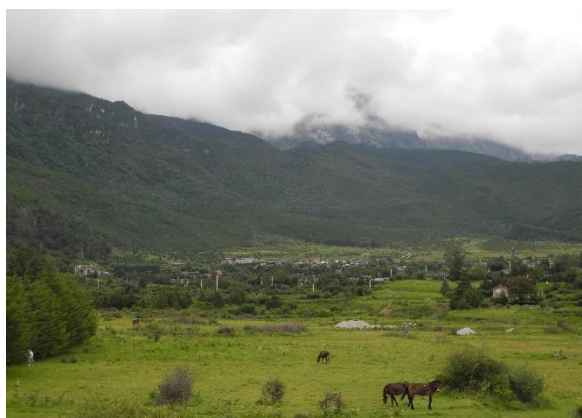


図12 玉龍山麓玉湖村

雍正元（1723）年、麗江木氏土司は改土歸流となり、流官が麗江を統治することとなった。和華亭の先祖の阿普吉が蓮湾村を出た時期は、清朝政府が麗江において改土歸流の制度を実施する前である。言い換えるなら、阿普吉は木氏土司が麗江を統治していた時に、東園蓮湾村から白沙鎮玉湖村へ移動したと言える。

#### 6. 和華亭遠祖の故地東園蓮湾村の調査

和華亭の家系図上の一世阿普吉は、もともと蓮湾村に居住していた。蓮湾村はナシ語の地名では、勒塢(le<sup>21</sup>uo<sup>33</sup>)と言う。当該の村は麗江古城の南郊、麗江の東盆地と西盆地が接する

地にあり、磨岩山が東北へ伸びた蛇山の北端あたりに位置する。麗江の重要な河川である漾弓江は蛇行しながら、蛇山附近から向きを変えて南へ流れる。蓮湾は漾弓江が蛇山附近で大きく湾曲するところの北側の小さな丘にある。『徐霞客遊記』に、

塢中溪は東南し玉河と三生橋の東で会す。また、有水、西南し文筆山より南の山を沿いて東に転じ、東園岡の下に随い、三生橋を経て東し二水と会す。これにより、三水合して漾弓江の源と成る。東園岡は麗郡東南第一重の鎖鑰と為す<sup>5</sup>。

と記されている。

蓮湾村は昔漢語名で東園と呼ばれていた。この名前は今は「元」を使うが、昔は園であった。東園の名は西園と対となっている。東園と西園はともに明代木氏土司の園林の地であった。

西園に関して、土司の木公〔弘治7（1494）年～嘉靖32（1553）年〕はかつて白沙芝山崖脚村付近の岩に以下のような摩崖詩を書いた。

西園北畔石溪連  
四顧林巒靄暮煙  
千古不磨岩上字  
一時因写醉中篇  
風搖鳳尾猗猗竹  
水接仙源活活泉  
百代祖孫文芸合  
天成妙語述其間<sup>6</sup>

西園には、明代に建てられた西園庵があった。乾隆『麗江府志略』に「西園庵、白沙に在り、詳らくは古跡を見よ」と記されている<sup>7</sup>。光緒『麗江府志』には、「西園庵、旧志に府城の北、白沙里に在り。明時建つ。今圯る、と」と記載されている<sup>8</sup>。

いわゆる西園は芝山の麓の木氏一族の発祥地に位置し、木氏土司の村の園林であった。東園は西園に対して命名されたものである。

東園の地には現在3つの村があり、漾弓江にかかる迎恩橋付近の村を桑崗佐(sər<sup>33</sup>kæ<sup>21</sup>dzo<sup>21</sup>)村と言い、その東南の村を李伯塢(tei<sup>55</sup>pə<sup>21</sup>uə<sup>33</sup>)村という。漾弓江北側の小さな丘の上の村が蓮湾(le<sup>21</sup>uə<sup>33</sup>)村である。

蓮湾村は東園があった場所である。昔、麗江古城へ向かう道は、鶴慶から北へ邱塘関、蛇山を経て、迎恩橋に至り、その後、蓮湾村（東園岡）から北に向かい下八河に至り、麗江古城に入った。蓮湾村は小さな丘であり、地勢は付近の田地より高い。また、漾弓江の湾曲部にあり、明代は木氏土司の園林であった。

2003年8月12日、私は蓮湾村へ行き、木氏土司一族の家系図の調査を行った。その日、私は、当時76歳の桑崗佐村の老人・和世鑫と会った（図13）。彼が言うには、東元村民委員会に属する村は、蛇山東側の徳為村、蛇山北側及び西側の李伯湾村、桑崗佐村、蛇山と漾弓江の北の小さな丘にある蓮湾村である、とのことだった。

この日、私はまた当年 77 歳の蓮湾村の老人・木汝棠と会った（図 14）。彼は木氏土司の後裔である。彼が言うには、蓮湾村には 3 軒の木姓の家があるとのことである。その中の一軒は白沙の木氏から移ってきた者である。他の一軒は木氏の小作農であり、木氏が没落した後、彼らは木氏の声望をたのみとして木姓となった。木汝棠たち一族は麗江土司第 31 代木増〔万暦 15（1587）年～隆武 2（1646）年〕の子木懿〔万暦 36（1608）年～康熙 31（1692）年〕の子孫である。木懿は木氏 32 代目の子孫で、土司の職位を襲った。木懿の正妻と継妻はそれぞれ 2 人の子を生んだ。彼は木懿土司の第 4 子木樾の子孫である。木樾は木氏第 33 代目の子孫・木靖〔天啓 7（1634）～康熙 10（1671）年〕の異母兄弟である<sup>⑩</sup>。木氏土司は長子世襲制なので、木樾は財産分与を得て、蓮湾、すなわち東園に住むこととなった。その後、この地で子孫を増やしていった。木汝棠が言うには、木樾系統の家系図に、康熙 8（1669）年、「東園（蓮湾）に卜居す」と記載されているとのことであった。木氏土司の後裔は長子が土司職を継承し、それ以外の他の者は土地や山林を分与される。木樾は鶴慶の小作田と新団の山林の分与を得た。木樾の後の子孫たちは以下の通りである。



図 13 和世鑫

木樾—木松—木永、木潤—木為梅、木為楫—木超、木俊—木景榮、木景華—木均、木冕—木沢周—木汝棠—木楠、木榎—木橋興、木橋新

木汝棠は、木樾の墓は蓮湾村付近の松林にあったと私に伝えた。彼ら木氏の墓地は早くからこの松林の中にあった。木樾の子孫から陰陽の専門家が出て、風水を見て漾西敏儒村の西の蛇山に新墓地を選び、『木氏歴代宗譜』の碑を立てた。こ



図 14 木汝棠

の碑は清代道光 22（1842）年に立てられ、碑文は比較的高い歴史的価値を有している<sup>9</sup>。

## 7. 和華亭の第一代の転出と木樾転入の関係

木樾一族の先祖が蓮湾に住むこととなったのは康熙 8（1669）年であり、和華亭一族の第一世阿普吉もおよそ康熙年間に蓮湾村から出た。この間に関係はあったのだろうか。

東園の名前は明代から見える。初めは木氏土司が余暇を過ごす園林であった。木氏は西園に西園庵を建てた。木公は道教・仏教を崇信しており、また天地自然に対する雅趣を持ち、詩を作り吟じるのを好んだ。西園に園林を建てたほか、東園にも園林を建てて、くつろぐ場所とした。

明末清初、西園の住民は木氏土司と一定の関係を有していたかもしれない。あるいはすでに庶民に落ちた木氏の後裔であったかもしれないし、木氏土司の従僕などであったかもしれ

れない。和華亭の先祖の阿普吉の祖先はこのような家柄であったかもしれない。

交通上の地理的位置から見て、明代の東園も木氏土司と密接な関係にあった村落である。我々は明代の東園の建築についてあまり明るくないが、このあたりの園林は欠かすことができない。ここには木氏の旧宅や花園、黄雁湖、鴨蛋池などがある。回竜寺がいつ最初に建てられたのかは、考察が待たれるが、『光緒麗江府志』には、「回竜寺、東元蓮湾村に在り、同治癸酉（1873）の年重建す」と記載がある<sup>10</sup>。このほかに、乾隆『麗江府志略』に「兜率園、城の東十五里の東員里の中崗に在り。康熙三十（1691）年、僧清体建す」と記載されている<sup>11</sup>。

木氏土司の家系伝承は、長子を以って世継ぎを立て継承する次第であり、木氏土司の職位を継承しないその他の子孫たちは、三代以降一般庶民となり、和に改姓すると伝えられている<sup>12</sup>。転出する木氏の子孫はみな、土地や山林を分与される。したがって、木氏 33 代の子孫である木樸は木府<sup>13</sup>を出て、東園蓮湾村にやってきて居住することとなったが、「居所を選ぶ」とは言うものの、実際のところ彼の一族が所有する土地のなかで選択しただけのことである。

では、和華亭の遠祖・阿普吉はなぜ白沙玉湖へ移動したのだろうか。一つの推測として、阿普吉の先祖もかつて明代木氏土司と血縁関係があったかもしれない。早い段階で木氏一族の中から東園に移り住んで、一般庶民となり、時間が経過して勢力が弱まったのかもしれない。清代初めになって、後発の者が住み始めて、木樸も東園蓮湾村へ移り住み、土地山林など資産の分与を得たのを頼りに、村の大家となった。阿普吉は自然と村での勢力が弱まり、そのため、清初に木氏が最も早くに居住した白沙の玉湖村に移ったのかもしれない。

## 8. 和華亭一族の家系の歴史文化情報の考察

和華亭一族の家系を整理すると、以下のようなナシ族の歴史に関連する知見に至る。

(1)和華亭一族の先祖の最初は、歴史上の木氏土司と起源を同じくする関係であった可能性がある。もしそうであるなら、その祖先の起源は唐代、あるいはさらに古くまで遡ることができる。『木氏宦譜』甲種本<sup>12</sup>に以下のように記されている。

始祖の葉古年は唐の摩娑〔ナシ族〕たり。年の前十一代、東漢の越嶲詔と為る。詔は王也。年の後六代、改めて笮国詔と為り、又定笮県は昆明と改め、陞して昆明総軍官と為る。伝わりて唐武徳に至る時は祖の葉古年にして、凡て六〔十七〕世<sup>しめ</sup>続き伝わりて秋陽に至る<sup>14</sup>。

秋陽、唐の初め昆明を改め嶲州に属す。高宗の上元〔674～675年〕中、三旬総管と為る。正妻、弥均習初たり。

ここから、木氏の家系図の第一代が始まった。

(2)もし、和華亭一族の先祖が歴史上の木氏土司と起源を同じくする関係であるのなら、その移動は少なくとも四川省塩源县から開始するべきである。研究によれば、『木氏宦譜』甲種本は明代の木公によって修訂されたものである。その移動地点を遡ると四川省塩源县で



ある<sup>⑮</sup>。塩源の名は早くも『華陽国志』<sup>⑯</sup>や『蛮書』<sup>⑰</sup>に記載されている。なぜなら塩池があるので、漢代以来王権から重視されていたため、漢文文献に比較的早くから記載が見られる。麗江木氏土司の先祖は昔塩源で官職につき、後に麗江に移ってきた。

(3)木氏土司の先祖・秋陽は塩源から麗江に移動してきて、まず住み着いたところが白沙玉湖村であった。かつて私は和成貴に伴われて、玉湖村の木氏の先祖が暮らした旧址を調査した。後に木氏土司はここで鹿を飼うこととなり、〔現在〕鹿の牧場の跡がある。民間の言い伝えでは、木氏の祖先は玉湖に住んでいて、その後部落として発展し、権勢が次第に大きくなり、白沙の岩脚院、すなわち西園に移った。明代の木公のころ、西園に建てられたものに、西園庵や池塘、花園などと家屋があった。明代の旅行家・徐霞客が麗江に到着し、福国寺へ向かう路上で見たものとして、以下のような記録がなされている。

余、橋より南東に行くこと半里、転じて東せば、是れ岩脚院為り。山に依り東を向く。其の処は居盧<sup>つらな</sup>連絡り、中は多くは板屋茅房にして、瓦室有るは皆頭目の居たり。屋角俱に小旗二面<sup>た</sup>標ち、風吹かば翩翩とし、夭桃と素李の間を揺漾す。宿雨は紅を含み、朝に煙り緑を帯<sup>ま</sup>う。独騎、林を穿つに、風雨凄然とするも、反つて其の勝るところと成す<sup>13</sup>。

西園は木氏土司の庭園であり、清末民国のころまでずっとそうであった。東園については木樛の後裔によって今に至るまで承継されている。

(4)和華亭の先祖である阿普吉が東園蓮湾村から白沙玉湖村へ移って来た時期は、清代康熙年間である。和華亭一族の一世の和吉〔阿普吉〕が東園蓮湾村を出た原因は経済的な理由かかもしれない。また白沙玉湖へ移った理由は祖先の地へ戻ることにあったのかかもしれない。

(5)和華亭一族の八世・阿普知<sup>⑱</sup>は、いつ白沙玉湖から龍蟠郷の葡萄湾に移動したのだろうか。

その子の和退は「原命、道光庚戌年吉月日時生まる、大限、民国乙卯年五月初一日申時終る」すなわち道光 18 (1838) 年に生まれ、民国 4 年 5 月初一、すなわち西暦 1915 年 6 月 13 日に亡くなった。数えて享年 78 歳であった。和退の父和知は清代嘉慶年間に生まれたにちがいない。和知は白沙鎮玉湖村に移転した和吉の後裔の第八世であり、仮に和知 30 歳の時に和退が生まれたとしたら、和知



図 15 中央は和華亭 (ロック撮影、李曉亮提供)

が生まれた時期はおおよそ 1808 年ごろだろう。和知は、およそ道光年間に白沙の玉湖から龍蟠の葡萄湾に移り住んだ。その時期とは 1830 年より前かもしれない。つまり、少なくとも 1830 年には、和知は白沙鎮玉湖村から龍蟠郷葡萄湾忠義村に移転したと言える。

(6)和成貴の口述に基づくと、和華亭の先祖たち各々が必ずしもトンバ祭司であったわけではないが、各世代の男性の先祖には 1、2 人のトンバがいた (図 15)。この点は信頼できるものである。伝統的なトンバの継承では、血縁による継承が最も伝統的であり、最も信頼で

きるものと認識されている。では、和華亭の先祖は阿普吉以前、東園蓮湾村にいたころ、トンバ祭司であったのだろうか。現在、確実に認めることは難しいが、可能性は極めて大きいだろう。蓮湾村の木汝棠の口述から、20世紀前半において、蓮湾村にはトンバはいなかったが、祭天、祭仁神などのトンバの儀礼があったことはわかっている。トンバ教の儀礼を行う際、付近の良美社区の達塢村と五台社区の川柯督村に行き、トンバに来てもらい儀礼を執り行ってもらっていた。北の玉湖村へ移った阿普吉の後裔はトンバ文化を継承していた。西の龍蟠郷葡萄湾忠義村へ移った一派はトンバ文化を大いに発揚し、和華亭というトンバ大師を生んだ。

(7)和華亭の生涯においてまず言及されるのは、彼はトンバ大師であり、トンバ教の儀礼やトンバ文字の経典、トンバ教の踊りを熟知していたところである(図16)。ジョゼフ・ロックと知り合ってから、彼のために8000冊あまりのトンバ経典を収集し、トンバ教の儀礼の模擬儀式を行い、さらにナシ族の学者・楊仲鴻先生の最初のナシ族トンバ象形文字字典の完成に力を貸した<sup>⑩</sup>。和華亭がロックを手

助けして収集・研究したトンバ経典は、現在アメリカ、フランス、ドイツなどに収蔵されている<sup>⑪</sup>。和華亭が書いたトンバ経典の一部も国内のいくつかの図書館や博物館に収蔵されている。ロックが撮影した和華亭の執り行っている儀礼やトンバ舞踊の写真や無声映像もまた比較的早期のトンバ文献に関する資料となった。和華亭はトンバ文化の伝承や収集、翻訳、外部への伝播に対して、重要な影響を及ぼしたのである。



図16 左1人目和華亭(ロック撮影、李曉亮提供)

(8)和華亭一族の系譜の整理研究は、和華亭の生涯の事績と歴史的背景の系統的整理に資するだけでなく、そこから古代ナシ族の移動の歴史的特徴をも同時に窺い知ることができる。またナシ族トンバ文化の移動過程における発展と変化も知ることができる。このような個々の事例である族譜研究とは、前近代の民族の民間的要素の欠片と化した移動の歴史の一種の縫合であり、正統な歴史研究の不足を補い得るものである。正統な歴史と土司の歴史、庶民の歴史を結合することは、まさに今日の新しい歴史研究の流れである。様々な角度、様々な側面、様々な視角からの歴史研究は、従来の民族歴史研究の不足を埋めることを可能にする。そうした中で、族譜や口述、破片となった碑刻といった史料を入手していくには、フィールドワークの手法を常に刷新し継続していくことが必要である。

(9)和華亭一族の世系牌が制作された年代は民国期である。それでは、これ以前の祖先の家系図にはどのような記載がなされているのだろうか。我々の研究によれば、ナシ族の早期の祖先の家系図は一般的に祭天や祭祖、葬儀の経典の中に記されている。しかし、前世紀後半

の政治運動において、トンバ経典は没収され廃棄された。ある程度整ったトンバ文字による祖先の系譜を記した経典を見つけることは難しい。一般的に麗江は雍正元(1723)年に改土帰流となってから、学堂の運営が始まって、漢文化が教えられることとなり、土葬制度や服飾習俗の漢化などが推進され、民間においても漢文化にならった世系牌や家系図などの文書を持つようになったと言われている。

- 1 喻遂生(2008)『納西東巴文研究叢稿 第二集』四川出版集團巴蜀書社、p. 404。
- 2 喻遂生(2008)『納西東巴文研究叢稿 第二集』四川出版集團巴蜀書社、p.404。
- 3 郭大烈・楊世光 (1991)『東巴文化論』雲南人民出版社、p.676。
- 4 2014年11月4日、筆者は和華亭一族の墓地の調査の際に筆写した。
- 5 『徐霞客遊記』上海古籍出版社 (1982年11月版)、p.881。
- 6 2003年8月10日、白沙鎮岩脚村梵字岩調査時に抄録。または光緒『麗江府志』(政協麗江市古城区委員会文史資料委員会 2006年6月編印)、pp.492-493、にも見える。
- 7 乾隆『麗江府志略』(麗江県志編委会弁公室 1991年編印)、p.204。
- 8 光緒『麗江府志』(政協麗江市古城区委員会文史資料委員会 2006年6月編印)、p.188。
- 9 和力民(2008)「麗江木氏歴代宗譜碑考証」『麗江木氏土司与滇川藏交角区域歴史文化研討會論文集』中国蔵学出版社、pp.187-198。
- 10 光緒『麗江府志』(政協麗江市古城区委員会文史資料委員会 2006年6月編印)、p.192。〔訳者補注：光緒『麗江府志』の東元は東園の異写であろう。〕
- 11 乾隆『麗江府志略』(麗江県志編委会弁公室 1991年編印)、p.205。〔訳者補注：乾隆『麗江府志略』の東員は東園の異写であろう。〕
- 12 雲南省編輯組編 (1983)『納西族社会歴史調査』雲南民族出版社、p.80。〔訳者補注：『木氏宦譜』甲種本とは『玉龍山靈脚陽伯那木氏土司賢子孫大族宦譜』を指す。〕
- 13 『徐霞客遊記』上海古籍出版社 (1982年11月版)、pp.877-878。

## 訳注

- ①バコーはトンバ文字やナシ語の単語・文法の概略を記した *Les Mo-So* を、1913年に出版した(Bacot1913)。またシャヴァンヌは、1908年発表の”Documents Historiques Et Géographiques relatifs a Li-kiang”において、『木氏宦譜』と他の歴史史料を校合して、地名や人名、歴史的術語などの検証を行っている(Chavannes1908)。
- ②情死の霊を祭る儀式。詳細は黒澤(2011)を参照。
- ③Rock(1952)に以下のような記載がみられる。「トンバである和華亭の助けを得て、何百もの収集したナシ語写本を翻訳した」(Rock1952: 6)。
- ④風水説に基づく方向。
- ⑤前述の和則権所有の家系図では「璧」であるが、ここでは「壁」と記されている。両者の発音は同じであり、また和成貴の口述に基づくものであることから、筆者の記載に従う。
- ⑥ナシ語の a<sup>21</sup>phv<sup>33</sup> は、本来「祖父」の意味であるが、漢語の影響を受けた麗江市の大部分の地域では、

「祖父」としては漢語由来の a<sup>55</sup>lo<sup>33</sup> (阿老) を用い、a<sup>21</sup>phv<sup>33</sup> は「(父系の) 祖先」の意味となっている。和成貴の口述では、a<sup>21</sup>phv<sup>33</sup> の後に名前がある。すなわち、「祖先の dzi<sup>21</sup>」「祖先の tsho<sup>21</sup>」などである。

⑦ナシ語の音節構造には音節末の子音はないので、「命」と「弥」の二つの漢字はほぼ同じ音になる。

⑧ナシ族居住地域では、一般的に合と和はナシ語の発音の ho<sup>21</sup> の音写であるが、a<sup>21</sup> の音写とされることがある。

⑨ナシ語の「地」(dy<sup>21</sup>)の発音と似るためと考えられる。

⑩阿普吉は、a<sup>21</sup>phv<sup>33</sup>dzi<sup>21</sup> を漢字で音写したものである。筆者の記載に従う。

⑪『木氏宦譜』に以下のような記載が見られる。「正妻禄氏瑄は武定府の宦之女に係り、二品淑人を追封せらる。二子、長木靖、次木口を生む。継室禄氏瑞も亦、武定府世宦女に係る。二品淑人を誥封せらる。二子、長木梅、次木溪を生む」(『木氏宦譜』抄本版: 55)。

⑫筆者の見解とは異なるが、木から和へ改姓される様子が乾隆『麗江府志略』に記されている。「明洪武の初め、土官を賜り木を姓としたる後、惟だ承襲し、同堂・舎人に及ぶるのみ。木姓三世以降、阿を姓とし、五世以降和を姓とす。即し流寓、入籍せば、必ず改めて和を姓とす。故に今里民は和姓の居多し」(乾隆『麗江府志略』: 137)。

⑬木府とは木氏が政務を執った土司衙門の通称である。

⑭『木氏宦譜』甲種本では、「六世」と記載されているが、抄本影印版では「十七世」と記載されており異なる。筆者は甲種本を使用しているので、「六世」と記しているが(『木氏宦譜』甲種本: 80)、文意から抄本版が正確な記載をしていると考えられる(『木氏宦譜』抄本版: 6)。

⑮方(1987/2012)によれば、定箝県は現在の四川省塩源县、塩辺県、雲南省寧蒗県あたりを指す(方 1987/2012: 133)。

⑯『華陽国志』: 320。なお、『華陽国志』は4世紀中ごろの成立で、現在の四川・雲南・貴州の3省、及び甘肅・陝西・湖北の一部地域の歴史、地理、人物について記したものである。

⑰『蛮書』: 189。なお、『蛮書』は咸通年間(860~874年)初めごろの成立で、唐代雲南の事情に関し、南詔を中心に記述したものである。

⑱八世・阿普知は和知であるが、一世・阿普吉の場合と同様、ナシ語の祖父を意味する a<sup>21</sup>phv<sup>3</sup> の漢字の音写である阿普が用いられている。阿普知と和知が混在して記載されているが、筆者の記載に従う。

⑲種々の事情から、ナシ族トンパ象形文字字典(『摩些文多巴字及哥巴字漢訳字典』)は刊行されていない(王 2016)。

⑳李(2014)によれば、アメリカでは議会図書館(Library of Congress)とハーバード燕京研究所(Harvard-Yenching Institute)、フランスでは極東学院(École française d'Extrême-Orient)や国立東洋言語文化学院(Institut National des Langues et Civilisations orientales)、ドイツではマールブルグ大学(Philipps-Universität Marburg)などに各々所蔵されているという(李 2014)。

## 訳者参考文献

### 日本語

黒澤直道(2007)『ナシ(納西)族宗教經典音声言語の研究—口頭伝承としての「トンパ」(東

巴) 経典」雄山閣。

——(2011) 『ナシ族の古典文学—「ルバルザ」・情死のトンバ経典』雄山閣。

瀬川昌久(1996) 『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住』風響社。

多賀秋五郎(1981) 『中国宗譜の研究』上巻、日本学術振興会。

武内房司(2000) 「中華文明と『少数民族』」『岩波講座 世界歴史 28』岩波書店: pp.107-127。

山田勅之(2011) 『雲南ナシ族政権の歴史—中華とチベットの狭間で』慶友社。

#### 中国語

方国瑜(1984) 『雲南史料目録概説』1~3、中華書局。

——(1987/2012) 『中国西南歴史地理考釈』上・下、中華書局。

李曉亮(2014) 「納西東巴経在西方社会伝播史略」『求索』2, pp.29-33。

王娟(2016) 「納西東巴文字典研究述評」『名作欣賞』20, pp.165-166。

喻遂生(2008) 『納西東巴文研究叢稿 第二集』四川出版集團巴蜀書社。

中国国家统计局(2021) 『中国統計年鑑 2021』中国統計出版社。

#### 欧文

Bacot, Jacques.(1913) *Les Mo-so:ethnographie des Mo-So, leurs religions, leur language et leur écriture*. Leiden: Brill.

Chavanne, Edouard.(1908) “Documents Historiques Et Géographiques relatifs a Li-kiang”. *T'oung pao*.9(5), pp.663-688.

Rock, F. Joseph,(1952) *The Na-khi Nāga cult and related ceremonies. Part 1*, Roma : Is. M.E.O.

#### 漢文史料

『蛮書』: 序刊年不明、樊綽撰『蛮書』(向達校注『蛮書校注』中華書局、2018年、所収の点校を使用)。

『華陽国志』: 序刊年不明、常璩撰『華陽国志』(劉琳校注『華陽国志校注』巴蜀書社、1984年、所収の点校を使用)。

乾隆『麗江府志略』: 乾隆 8(1743)年序刊、管学宣・万咸燕撰、乾隆『麗江府志略』(麗江県志編委会辦公室 1991年編印、所収の点校を使用)。

『木氏宦譜』抄本版: 道光 21(1841)年序刊、撰者不明『玉龍山靈脚陽伯那木氏土司賢子孫大族宦譜』(『木氏宦譜』雲南美術出版社、2001年、所収の抄本影印版を使用)。

『木氏宦譜』甲種本: 雲南省編輯組編(1983)「麗江『木氏宦譜』(甲)」『納西族社会歴史調査』雲南民族出版社。